

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社LITALICO			コード	7366
提出日	2026/6/4	異動（予定）日	2026/6/25		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会で社外取締役の再任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	北村 康央	社外取締役	○													○	有
2	彌野 泰弘	社外取締役	○										△				有
3	小室 淑恵	社外取締役	○										○				有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	北村康央氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待する役割につきましては、弁護士及び他社での社外監査役・社外取締役として幅広い見識、豊富な経験を有しており、客観的視点から当社の企業経営全般に対して監督・監査を行える人材であると判断し当該役割を期待するとともに、特に2022年6月以降、当社が様々な経営課題に取り組む中において、当社監査等委員会委員長としての実績を有しています。そのため今回監査等委員である社外取締役候補者とするものです。同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、引き続き独立役員として指定しています。
2	2022年6月13日提出の本届出書記載のとおりでございます	彌野泰弘氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待する役割につきましては、企業経営者、経営コンサルタントとしての経験及び企業ブランディング、マーケティングの諸分野における豊富な経験と高い見識を有しており、客観的視点から当社の企業経営全般に対して監督・監査を行える人材であると判断するとともに、当該役割を期待し、今回監査等委員である社外取締役候補者とするものです。同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、引き続き独立役員として指定しています。
3	小室淑恵氏が代表取締役を務める株式会社ワーク・ライフバランスと、当社との最近連結会計年度における取引実績は、当社連結決算における費用総額の1%未満であり、同社の売上高の10%未満となります。以上により、同氏は、独立性の要件を満たしており、同氏の独立性は確保されていると判断しています	小室淑恵氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待する役割につきましては、企業経営者、コンサルタントとしての経験及び働き方改革、多様性を活かした組織開発の分野における豊富な経験と高い見識を有しており、客観的視点から当社の企業経営全般に対して監督・監査を行える人材であると判断するとともに、当該役割を期待し、今回監査等委員である社外取締役候補者とするものです。なお、小室淑恵氏の戸籍上の氏名は、石川淑恵です。同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、引き続き独立役員として指定しています。

4. 補足説明

北村康央氏は、30年以上前に株式会社日本興業銀行（現、株式会社みずほ銀行）に所属した時期がございますが、同行退職後、同行から業務を受託するなどの取引関係はございません。

小室淑恵氏が代表取締役を務める株式会社ワーク・ライフバランスと、当社との最近連結会計年度における取引実績は、単発の広告出稿関連取引であり、当社連結決算における費用総額の1%未満かつ同社の売上高の1%未満であることから、取引額は僅少であると認識しております。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。